

田布施町障がい者計画(第5期)

《計画期間 平成30年度～令和5年度》

障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)

《計画期間 令和3年度～令和5年度》

令和3年3月
田 布 施 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の基本理念	1
4. 計画の期間	1
第2章 現状と今後の課題	2
1. 社会環境の変化に伴うニーズの変化への対応	2
2. 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり	2
3. 総合的な障がい者施策の必要性	2
4. 障がいの重度化・重複化及び高齢化への対応	3
第3章 施策体系	5
[施策体系]	5
第4章 施策の方向	6
1. 地域生活の支援	6
(1) 保健福祉サービスの充実	6
(2) サービスの質の向上	10
(3) 人材の養成	13
(4) 生活環境の整備	13
(5) 地域での支え合いの推進	16
2. 権利擁護の推進	17
(1) 権利を擁護する仕組みの整備	17
(2) 心のバリアフリーの推進	18
3. 社会的自立・参加の促進	19
(1) 教育の充実と生涯学習の推進	19
(2) 社会就労の充実と障がい者雇用の促進	20
(3) スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進	22
(4) 外出支援対策の推進	23
(5) 各種生活訓練の実施及び福祉機器の充実	24
(6) 生活の質の向上	24

4. 総合的なリハビリテーションの推進	25
(1) 職業リハビリテーションの推進	25
(2) 総合療育システムの充実	25
5. ユニバーサルデザインのまちづくり	26
(1) 福祉のまちづくりの推進	26
(2) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進	26
(3) 情報のユニバーサルデザイン化の促進	27
6. 障がいの重度化・重複化、高齢化への対応	28
第5章 障がい児支援の提供体制の充実	29
障がい児福祉計画(第2期)	
1. 計画の概要	29
2. 計画の成果目標	29
3. 事業の概要	29
(1) 障害児通所支援	29
(2) 障害児相談支援	30
第6章 推進体制	31
1. 毎年度の達成状況の点検・評価及び計画の見直し	31
2. 適切な役割分担と協働	31
(1) 行政の役割	31
(2) 町民の役割	31
(3) 民間団体、企業などの役割	32
第7章 主要事業と数値目標	33
・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 提供体制の確保に係る目標	33
・ 指定障害福祉サービス等の見込み	37
・ その他の活動指標	39
・ サービスの充足見込み	41
・ 障害福祉計画に定める地域生活支援事業の 見込み及びその考え方	42
田布施町地域自立支援協議会設置要綱	43
田布施町地域自立支援協議会委員一覧	45
用語説明	46

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本町では、国・県の「障害者プラン」の理念に基づき、平成10年から「田布施町障害者計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加、主体性・選択制の尊重、地域での協働・支え合いの理念のもと、障害者施策の推進に努めてきました。

平成24年2月に、平成24年度から平成29年度までを計画期間とする「田布施町障害者計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい福祉にかかる施策を計画的に推進してきたところです。平成29年度で現行の「田布施町障害者計画（第4期）」が最終年度となることから、制度改革の動向や様々な環境の変化を踏まえつつ、次期計画として「田布施町障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定します。

また、平成28年6月に改正された「児童福祉法」において障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、「障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定します。

2. 計画の性格

この計画は、国・県の障害者施策と調整を図るとともに「第5次田布施町総合計画」の部門別計画として策定し、障害者基本法に基づく、障がいのある人の生活全般に関する施策の基本的事項を定めた中長期的な計画と障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく、障がい福祉サービスや支援等の提供体制の確保に係る目標や、サービス必要量の見込みなどを定めた実施計画であり、田布施町の障がい者施策を推進するうえでの「基本方針」となるものです。

3. 計画の基本理念

(1) 自立・参加の支援

障がいのある人が、生涯を通じて、様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を發揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指します。

(2) 主体性・選択制の尊重

障がいのある人が、一人一人のライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会を目指します。

(3) 地域で協働・支え合い

障がいの有無に関わらず誰もが住み慣れた家庭や地域の中、共に地域の一員として安心して暮らすことが最も望ましいことです。そのために、思いやりの心に満ちた、ふれあいの豊かな、みんなが協働し、支え合う社会の実現を目指します。

4. 計画の期間

田布施町障がい者計画（第5期）は、平成30年度から令和5年度までの6年間とします。主要なサービスに係る数値等については、令和2年度に数値目標を見直し、令和3年度から令和5年度までを障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）として策定します。

第2章 現状と今後の課題

1. 社会環境の変化に伴うニーズの変化への対応

福祉施設や病院に長期入所、入院している人が依然として多い一方で、施設等の入所者の半数が地域での生活を希望するなど、障がいのある人の中では、住み慣れた地域の中で暮らしていきたいという意識が高まってきています。地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備をする必要があります。

2. 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり

障がい福祉サービスについては、障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」により、障がいのある人々の自立を支えていく必要があります。

住民が地域、暮らし、生きがいをともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人の包括的な支援体制の構築を進めていくことが必要です。

3. 総合的な障がい者施策の必要性

障がいのある人の福祉サービス等へのニーズは、所得保障の充実、社会就労の充実、総合的な相談や社会生活支援を行う事業の充実、医療費の負担軽減等、多種多様にわたっており、各ライフステージにおけるこれらのニーズに的確に対応するためには、障がいの種別、年齢等にかかわらず対応できる総合的かつ専門的な障がい者施策が求められています。

4. 障がいの重度化・重複化及び高齢化への対応

人口の高齢化が進展する中で、障がいのある人についても高齢化が進行しており、これに対応する必要があります。

(1) 高齢化

身体障害者は、高齢化が進んでいます。

○身体障害者手帳所持者の推移

(平成20年3月31日) 単位:人

年 齢 別	級 別							内 訳					重複 障害	
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	視覚 障害	聴覚 平衡	音声 言語	肢 体 不自由	内部 障害		
0～4 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5～17 歳	4	0	0	0	1	0	5	0	0	0	5	0	0	
18～29 歳	4	2	0	1	0	0	7	0	2	0	5	0	1	
30～49 歳	14	7	9	7	7	1	45	2	6	0	31	6	1	
50～64 歳	25	19	25	21	12	13	115	4	7	2	71	31	5	
65～74 歳	39	24	24	30	11	10	138	15	9	1	71	42	10	
75 歳～	57	28	41	70	15	28	234	18	25	0	115	76	11	
計	143	80	99	129	46	47	544	39	49	3	298	155	28	



(令和2年3月31日) 単位:人

年 齢 別	級 別							内 訳					重複 障害
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	視覚 障害	聴覚 平衡	音声 言語	肢 体 不自由	内部 障害	
0～4 歳	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
5～17 歳	4	2	1	0	1	0	8	0	1	0	5	2	1
18～29 歳	5	0	0	0	2	0	7	0	0	0	6	1	0
30～49 歳	19	5	3	7	3	2	39	1	6	0	19	13	1
50～64 歳	35	18	11	17	8	3	92	5	5	0	58	24	4
65～74 歳	51	23	27	31	12	8	152	5	8	3	84	52	12
75 歳～	108	43	57	78	13	30	329	20	36	1	148	124	11
計	223	91	92	133	39	43	628	31	56	4	321	216	29

○療育手帳所持者の推移

(平成20年3月31日)単位:人

年齢別・区分	手帳 A	手帳 B	計
0～5歳	0	1	1
6～17歳	12	7	19
18～29歳	11	11	22
30～49歳	24	15	39
50～69歳	5	2	7
70～79歳	3	1	4
80歳以上	1	0	1
計	56	37	93



(令和2年3月31日)単位:人

年齢別・区分	手帳 A	手帳 B	計
0～5歳	0	1	1
6～17歳	6	8	14
18～29歳	15	22	37
30～49歳	28	30	58
50～69歳	16	12	28
70～79歳	0	1	1
80歳以上	3	2	5
計	68	76	144

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(平成20年3月31日)単位:人

区分	手帳 1級	手帳 2級	手帳 3級	計
	24	35	6	65



(令和2年3月31日)単位:人

区分	手帳 1級	手帳 2級	手帳 3級	計
	22	50	26	98

第3章 施策体系

〔 施策体系 〕

基本方向	具体的推進方向
基本方向 1 地域生活の支援	(1)保健福祉サービスの充実 ① 在宅福祉サービスの充実 ② 保健・医療の充実 ③ 相談支援体制の整備 (2)サービスの質の向上 (3)人材の養成 (4)生活環境の整備 ① 住まいの場の確保、居住の支援 ② 移動、交通対策の推進 ③ 防犯、防災対策の推進 (5)地域での支え合いの推進
基本方向 2 権利擁護の推進	(1)権利を擁護する仕組みの整備 (2)心のバリアフリーの推進
基本方向 3 社会的自立・参加の促進	(1)教育の充実と生涯学習の推進 (2)社会就労の充実と障がい者雇用の促進 (3)スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進 (4)外出支援対策の推進 (5)各種生活訓練の実施及び福祉機器の充実 (6)生活の質の向上
基本方向 4 総合的なリハビリテーションの推進	(1)職業リハビリテーションの推進 (2)総合療育システムの充実
基本方向 5 ユニバーサルデザインのまちづくり	(1)福祉のまちづくりの推進 (2)住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進 (3)情報のユニバーサルデザイン化の促進
基本方向 6 障がいの重度化・重複化、高齢化への対応	障がいの重度化・重複化、高齢化への対応

第4章 施策の方向

1. 地域生活の支援

(1) 保健福祉サービスの充実

① 在宅福祉サービスの充実

「現状と課題」

障がい者福祉サービスについては、年齢、障がいの種別や程度、利用の形態など、利用者のニーズに合わせたサービスの提供の有り方が求められています。また、障がいのある本人や家族の高齢化、地域移行・地域定着の促進により、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障がい福祉サービスにおいて、利用量の増大が予想されます。中でも居宅介護は、介護を要する人が地域生活を送る上で必要不可欠なサービスであることから、利用人数及び利用量ともに増加しており、その傾向が続くことが予想されます。

障がいのある子どもについては、発達が気になるなど障がいの疑いが生じた段階から早期の対応、支援を行っていくことが重要であり、療育体制の充実を図ります。

また、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援など、障がいのある子どもの支援体制の充実が図られています。

今後もサービスの積極的な拡充を図るとともに、質の向上を図ることが求められています。

「施策の方向」

- 障がいのある人が、日々の在宅生活を快適に自立して送れるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。
- 移動が困難な障がいのある人の外出を促進するため、移動支援事業の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが、身近な地域で児童発達支援が利用できるよう、相談からサービス提供まで体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの居場所づくりや自立促進の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスなどサービスの充実に努めます。

②保健・医療の充実

「現状と課題」

- 障がいのある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制づくりが重要です。

(ア)疾病等の発生予防

- ・障がいの原因となる疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障がいの改善や軽減を図るとともに障がいのある人が安心して治療を受けられる診療体制の整備が求められています。
- ・出生から乳幼児までの時期は、不慮の事故が発生しやすく、また、子どもの成長の過程で何らかの発達の遅れや障がいが発見される場合があります。
- ・中高年のがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病が障がいの原因となることも多いため、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて積極的に健康を増進し、疾病の予防に重点を置いた対策の推進の必要があります。
- ・高齢者が生涯にわたって、心身ともに健康で過ごしていくためには、地域社会とつながり、生きがいを持ち続けることが大切です。

(イ)精神保健対策

- ・「心の健康」をはじめとする精神の健康の維持・向上を図るためには、早期発見、早期治療、社会復帰の促進が重要です。
- ・心の病気の中でも「うつ病」は多くの方が、かかる可能性を持つ精神疾患であり、周囲の人の理解が不可欠なものです。そのため、心の健康を維持するための生活や心の病気への対応について広く周知するとともに、早期に医療機関に相談し、適切な治療につなげる体制を整備する必要があります。

(ウ)難病施策

- ・難病患者に対して、早期から適切な受療ができるように、医療機関の充実や患者のニーズに沿った在宅医療の提供が求められています。また、重症難病患者に対して、適時に適切な入院及び在宅医療が確保できるよう、地域の医療機関の連携による体制整備が課題となっています。
- ・政令で定める難病患者については、法改正に伴って障がい者の範囲が見直されたことにより障がい福祉サービスが利用できるようになったことから、患者や家族の生活の向上が図られていますが、重症難病患者に対応できるよう一層の充実を図る必要があります。

「施策の方向」

(ア) 疾病等の発生予防

- 県の「健康やまぐち21計画」や「田布施町健康増進計画」に基づく健康づくりを積極的に展開し、町民の健康を増進する社会環境づくりや地域活動の強化に努めます。
- 障がいの原因となる疾病等の発生予防と早期発見のため、健康診断を実施するとともに健康づくりや生活習慣の改善について情報提供に努めます。
- 一貫した母子保健サービスの提供を図り、健康づくりの相談窓口を充実し、生活習慣改善に取り組みやすい環境をつくりまします。
- 田布施町高齢者保健福祉計画に基づき、老人クラブやシルバー人材センター、ふれあい・いきいきサロン等の活動を支援し、すべての高齢者が様々な分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを推進します。

(イ) 精神保健対策

- 精神疾患についての情報提供として、こころの不調・病気に関する説明や、各種支援サービスの紹介、健康教育を行うとともに、気軽に心の相談ができる機会をつくるなど相談場所の周知に取り組みまします。また、ひきこもりや不登校等の心の問題への対応については、関係機関の連携による総合的、横断的な取組を進めまします。
- 自立支援医療費制度の活用を図り、精神科デイ・ケアや訪問看護等を含め通院医療の充実を促進します。

(ウ) 難病施策

- 難病患者を地域で支援するため、健康福祉センター（保健所）と連携をとりながら情報提供や相談事業、訪問指導事業等、適切な障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 神経難病等の重症難病患者に対して、適時に適切な病床や在宅医療の提供ができるよう、入院受入病院の確保や医師会等との連携を図るなど、関係者間のネットワーク推進を図ります。
- 患者や家族の療養生活の向上に寄与することができるよう、難病医療及び在宅生活の支援に対する関係者の理解や技術を深めるための施策の実施に努めまします。

③相談支援体制の整備

「現状と課題」

- 障がいのある人が地域で生活する上で直面するさまざまな問題を解決するために、地域には、町、福祉事務所、保健所、社会福祉協議会などの相談機関があり、また、専門的な相談に応ずる機関として、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターなどがあります。
さらに、民生委員・児童委員とともに、身体・知的障害者相談員が身近な相談役として各地域で活躍しています。
町や相談支援事業所においては、障がいがある人の特性に配慮し、日常生活における相談支援、サービスの利用援助、情報提供などを実施していますが、全てのサービス利用者に対するサービス等利用計画作成が義務化されたことにより、相談支援体制の充実が求められています。
- 関係機関等の関係者が地域の課題を共有し、支援体制の整備について協議を行う田布施町地域自立支援協議会が設置され相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの協議を行っています。一方で地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターが法制化されましたが、柳井圏域においては、まだその設置に至っていません。これらを踏まえ、対象者の多様なニーズに総合的に対応できる相談体制の整備を進める必要があります。
- 在宅福祉サービスに関する情報が、障がいのある人に的確に伝えられることが重要であり、情報提供体制の強化を図ることが必要です。

「施策の方向」

- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、健康福祉センター（福祉事務所、保健所）などの専門機関の相談機能を活用するとともに、町においても、身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象に専門的職員による相談体制を整え、障害者相談員や民生委員・児童委員について、適切な相談・助言につながるよう研修を充実します。
また、人権問題についても弁護士や人権擁護委員による相談支援を周知します。
- 相談支援事業所などにおいて、全てのサービス利用者サービス等利用計画の作成とモニタリングを実施します。
- 障がいのある人やその家族が、身近な地域において福祉制度や障がい福祉サービスに関する情報の提供を受けられ、障がいのある人自身の選択・決定によるサービス利用のための支援が受けられるよう相談支援事業者のさらなる設置促進と連携の強化を図ります。
- 基幹相談支援センターの設置について、引き続き柳井圏域において検討します。

- 障がいのある人に対する全体調整機関として田布施町地域自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、障がいのある人や家族の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。
- 障がいのある人の地域移行や地域定着についての相談支援の充実及び在宅福祉サービスに関する情報提供に努めます。

(2) サービスの質の向上

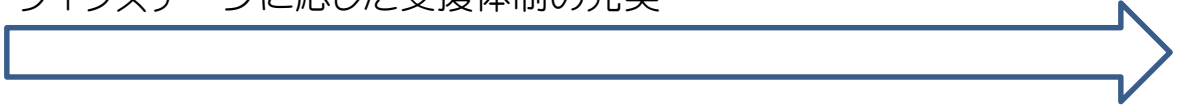
「現状と課題」

- 障がいのある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療・福祉サービスを安心して選択し利用することができる総合的な支援体制づくりが重要です。そのために、サービスの情報提供や支援体制の充実を図ることにより、サービスの質を向上させることが必要です。
- 山口県社会福祉協議会においては、福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、調査、あっせんを行う運営適正化委員会を設置しています。

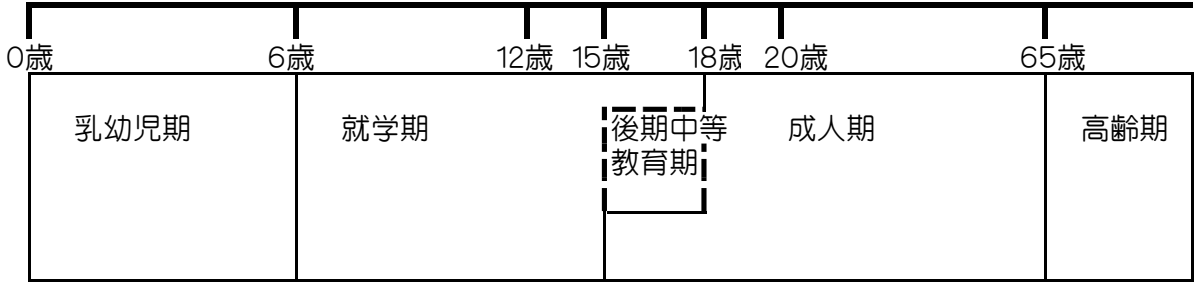
「施策の方向」

- 障がいがある人のライフステージ別の相談支援体制の充実と連携強化を図ります。
- 全てのサービス利用者に対しサービス等利用計画の作成及びモニタリングを実施します。
- 障がい福祉サービス等利用者の障がい種別ごとの特性や、重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障がい特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていきます。
- 施設における苦情解決体制の確立について、引き続き、苦情窓口の設置を徹底するとともに、中立・公正な苦情解決が図られるよう、県社協が設置している運営適正化委員会の利用に努めます。

ライフステージに応じた支援体制の充実



ライフステージ

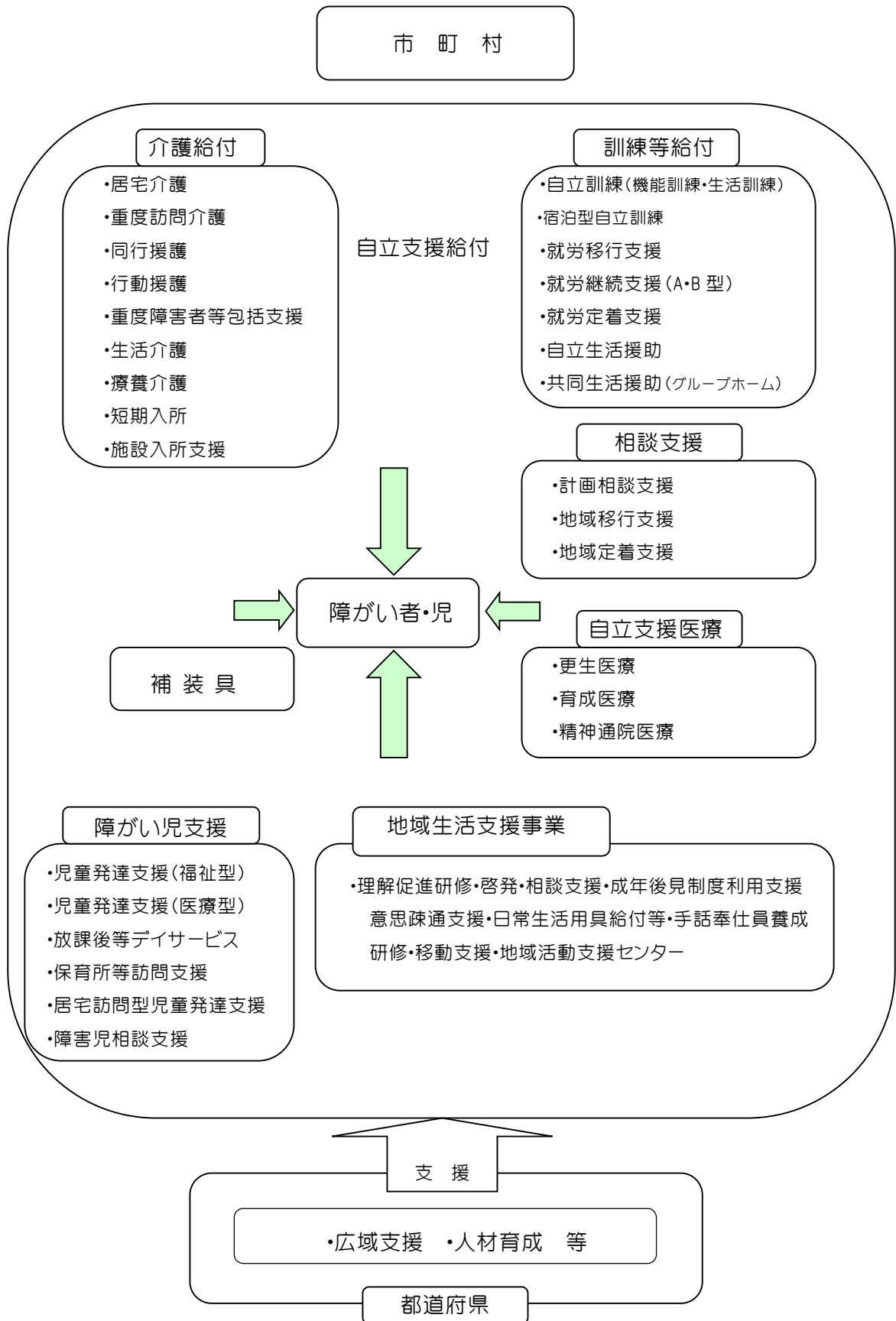


ライフステージに沿った支援

保健・医療	障がいの早期発見・早期療育、健康の保持・増進、精神通院医療		
	重度心身障害者医療費助成制度		
日中活動の支援	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(更生医療)	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等訪問支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活介護 ■ 自立訓練 ■ 就労支援事業 ■ 地域活動支援センター 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童発達支援事業 ■ 障がい児保育 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後等デイサービス ■ 特別支援教育(特別支援学校、特別支援学級) ■ 児童クラブ(※小学校終了まで)
	<p><在宅生活や社会参加に対する支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 居宅介護 ■ 短期入所 ■ 日常生活用具給付 ■ 福祉タクシー助成(町事業) ■ 移動支援など 		
住まいの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい児入所支援(実施主体:県) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設入所支援 ■ グループホームなど 	
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金 特別障害者手当 	
	特別支援教育就学奨励		

介護保険事業、高齢者福祉事業

総合的な支援システム



※自立支援医療のうち精神通院医療の実施主体は都道府県

(3)人材の養成

「現状と課題」

- 障がいのある人が地域生活をしていく上では、保健、医療、福祉サービスの担い手とともに、障がいのある人を支えるボランティアの養成やその活動の充実が求められています。

「施策の方向」

- 柳井圏域の市町と連携して手話奉仕員の養成及び登録を行うなど、ボランティアの活動機会の拡充を図ります。
- ボランティアや住民、小中学生を対象に障がいに対する正しい理解と知識の習得を促進します。

(4)生活環境の整備

①住まいの場の確保、居住の支援

「現状と課題」

- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、地域での住まいの場の確保が重要であり、また、入所者・入院患者のニーズに応じて地域生活への円滑な移行を進めていく上でも、今後、グループホーム等の役割はますます重要になってきます。グループホームは町内に1箇所ありますが、定員が4名であり、今後、地域移行支援の普及が想定される中で、充足状況を見極める必要があります。
- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がい種別や程度に応じた住宅の改造やバリアフリーに対応した住宅の普及、確保が必要となります。

「施策の方向」

- グループホーム等の施設については、地域移行支援の進捗及び定員の充足状況により、圏域において整備促進を検討します。
- 障がいのある人の住宅内での移動を容易にするため、「手すり」「スロープ」などの住宅改修費の助成制度の支援を図ります。
- 世帯要件及び収入要件の緩和や抽選の優遇措置など、障がいがある人の町営住宅優先入居の促進を図ります。
- 町営住宅のバリアフリー化の促進を図ります。

②移動、交通対策の推進

「現状と課題」

- 障がいのある人が活動範囲を広げ、潤いのある生活を実現できるよう、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がいのある人の移動支援についても一層充実を図る必要があります。
- 障がいのある人が、まちに自由に出かけることができるよう、建築物などの改善にあわせ、道路等の移動・交通対策を推進していく必要があります。
- 障がいのある人に配慮したまちづくりの課題を障がいのある人と一緒になって解決する必要があります。
- 障がいのある人の積極的な社会参加が求められる中で、身体障害者が被害者となる交通事故の増加が懸念されることから、関係機関・団体と連携して身体障害者に対する交通安全教育を推進していく必要があります。
- 交通信号機への視覚障害者用付加装置や交通信号機の弱者感応型設備など身体障害者のニーズに応えるため、設置要望箇所・機能等の把握に努め、計画的な整備を推進することが必要です。

「施策の方向」

- 福祉のまちづくりを総合的に推進し、障がいのある人がまちに自由に出かけることができるよう、道路、交通等の環境整備や心身障害者福祉タクシーの利用助成、自立支援給付や地域生活支援事業におけるサービス（同行援護・行動援護・移動支援事業・自動車改造費及び自動車運転免許取得費の助成等）の給付等、障がいがある人の移動支援について、一層の充実を図ります。
- 障がいのある人などが安心して道路を利用できるよう、地域のニーズに応じ幅広歩道の設置や段差解消などによるバリアフリーな歩行空間を整備し移動の妨げとなっている歩道の放置自転車対策を積極的に進めます。
- 歩道の整備については、視覚障害者誘導用ブロックや段差解消等、道路の移動円滑化整備ガイドライン等に基づき、必要な箇所への計画的整備を行うとともに、車いす利用者や視覚障害者の安全性に配慮した構造とします。
- 交通安全運動等を通じて、身体障害者標識の普及を図るとともに、身体障害者の保護規定の周知徹底を図ります。
- 視覚障害者、車いす利用者等が安全に交差点を通行できるように、信号の状態を音声で知らせる視覚障害者付加装置及び青信号の時間を通常の状態より長くする弱者感応化設備等の計画的な整備を推進します。

③防犯、防災対策の推進

「現状と課題」

- 障がいのある人等は災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要となることから、平常時から障がいのある人に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要があります。
このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅の障がいのある人への支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する必要があります。
- 地域における防災体制については、地域における支援協力体制の輪を広げていくため、自主防災組織の強化を図っていく必要があります。
- 犯罪・事故防止の観点から障がいのある人宅の訪問、防犯情報の提供等に努めていますが、障がいのある人を対象とした悪質商法等の被害を未然防止する対策が必要です。

「施策の方向」

- 社会福祉協議会、民生委員児童委員等との連携の下に、災害時に支援等の必要な対象者（避難行動要支援者）や介護体制の有無等について、住民のプライバシーに十分な配慮を行いつつ、その実態把握に努めます。
- 障がいのある人やその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を深めるよう努めます。
- 社会福祉施設や病院等において災害時における入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進します。
また、災害時における入所・入院患者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入態勢の整備を促進するとともに土砂災害防止や耐震等の防災対策を進めます。
- 在宅の障がいのある人等が急病や災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めます。
また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため文字放送受信装置の普及にも努めます。
- 地域における自主防災組織の育成強化を促進します。
- 自主防災組織の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行えるよう、支援体制の整備に努めます。

- 防災訓練については、車いす利用者等、障がいのある人を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮するとともに、円滑な誘導等が行えるよう地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、支援体制の整備に努めます。
- 既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、ポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた福祉避難所の拡充を図ります。
また、避難所における障がいのある人等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティア等との連携・協力体制の整備に努めます。
- 災害時における障がいのある人に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、避難行動要支援者の具体的な避難方法等についての個別計画策定を推進し、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努めます。
- 悪質商法などによる障がいのある人の被害の未然防止の観点から、障がいのある人に対する消費者教育、情報提供体制の強化を推進します。

(5) 地域での支え合いの推進

「現状と課題」

- 公助による支援が充実していても、行政に支援を求めることができず、地域から孤立している障がい者に対しては、必要な支援が行き届かない可能性があります。
そこで、日頃から地域での支え合いを大切にし、地域で暮らす障がい者が孤立することなく、地域の中に暮らすことで公助が必要な時は、その利用を近隣住民が促すことが出来るようにするだけでなく、地域の支え合いである共助や自分自身で備える自助の取り組みも促進していく必要があります。
- 障がいのある人が地域生活をしていく上では、保健、医療、福祉サービスの担い手とともに、障がいのある人を支えるボランティアの養成やその活動の充実が求められています。

「施策の方向」

- 困ったときにお互い助け合える組織づくりを進める「福祉の輪づくり運動」をさらに進め、障がいのある人の生活を支える小地域ネットワークづくりを進めます。
- 地域の手話サークルや点訳ボランティアなど障がいのある人を支えるボランティア活動に対し、情報提供等必要な支援を行い、障がいのある人も、自らがボランティアや相談援助活動に積極的に参加できるよう支援します。

2. 権利擁護の推進

(1) 権利を擁護する仕組みの整備

「現状と課題」

- 知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人が地域で安心して生活するためには、地域での支え合いが必要ですが、利用者保護のための各種制度の活用、苦情解決の仕組みの導入等が必要となっています。
- 日常生活上の判断が十分できない人が地域で安心して生活できるよう、地域福祉権利擁護事業を実施し、町社会福祉協議会と連携を図りながら、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類などの預かりサービスを実施しています。
- 犯罪、事故防止の観点から、障がいのある人を対象とした悪質商法等の被害や各種の犯罪被害を未然に防止する対策が必要です。
- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応が必要となっています。
- すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域づくりが求められています。

「施策の方向」

- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、健康福祉センター（福祉事務所、保健所）などの専門機関や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等による身近な相談体制を充実し、障がいのある人の多様なニーズに総合的に対応できる相談体制の整備を進めます。
- 知的障害者、精神障害者や認知症高齢者などに、福祉サービスの利用支援や財産保全サービス等を実施するため、地域福祉権利擁護事業について相談体制の充実を図るとともに制度の普及・啓発に努めます。
- 成年後見制度による支援を必要とする知的障害者及び精神障害者等、制度の申立人がいない場合には、田布施町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、町が代わって申立人になることができる制度を活用し、制度の普及、啓発を図ります。
- 点訳・音訳ボランティアや手話通訳の派遣等をはじめ、視覚障害や聴覚障害等がある人のコミュニケーションを支援する施策の充実を図ります。
- 精神科病院入院患者に対する権利擁護については、認知症高齢者や知的障害者と同じように地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の活用を図ります。
- 悪質商法などによる障がいのある人の被害の未然防止の観点から、障がいのある人に対する消費者教育、情報提供体制の強化を推進します。

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の強化を図ります。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮に努めます。

(2)心のバリアフリーの推進

「現状と課題」

- 広報等により障がいのある人に対する理解の促進・啓発を図ってきましたが、依然として偏見や差別といった「心の壁」はあり、施策の一層の充実により「心のバリアフリー」を実現することが必要です。
- 小・中・高校、地域等さまざまな場において障がいのある人との交流により、障がいのある人に対する理解を促進しようとする活動が行われており、今後とも交流活動の充実を図っていく必要があります。特に、幼児期からの障がいのある人との自然なふれあいが、「心の壁」を取り除くのに大きな効果をもたらします。
- 精神保健福祉施策は重要かつ身近な問題ですが、いまだに精神障害に対する社会的偏見は根強く、そのような偏見を除去するための施策や心の健康等に関する正しい知識の普及を進める必要があります。

「施策の方向」

- 「障害者週間」(12月3日～12月9日)、精神保健福祉普及運動期間(10月下旬の一週間)等啓発期間には広報活動などにより、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識の普及を図ります。
- 障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深めるとともに、お互いの立場や心情を思いやり、相互に協力し合う精神や態度を養うため、保育園・幼稚園、小・中・高等学校などにおいて、障がいのある人に対する接し方(知識と技術)を教育することで心のバリアフリーを推進する。
- ボランティア活動などのふれあいを大切にした体験学習を実施し、個性や多様性を認め合う教育を推進します。
- 障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援し、施設や障がいのある人への理解を促進します。

3. 社会的自立・参加の促進

(1) 教育の充実と生涯学習の推進

① 就学前学習・療育の充実

「現状と課題」

- 障がい児の早期発見、早期療育を推進するため、医療・福祉・教育の関係機関が連携し、相談、治療、療育などの一貫した体制をとる「総合療育機能推進事業」（総合療育システム）を実施しています。環境に対応したシステムへの再編成を図る必要があります。
- 障がい児を地域の保育所や幼稚園で受入れ、保育や就園機会の確保を図っており、今後も受入態勢を強化していく必要があります。

「施策の方向」

- 総合療育システムについては、県障害福祉計画に掲げる障害保健福祉圏域（8圏域）を単位として、健康福祉センターと児童相談所との緊密な連携の下に、保健・医療関係機関との連携の強化など、療育体制の充実を図ります。
- 保育所での障がい児の受入れを促進します。
- 保護者を対象とした研修や情報交換の場を設定し、障がい児に対する理解と保護者との連携を図ります。

② 義務教育段階の教育の充実

「現状と課題」

- 小・中学校における通級による指導が制度化され、軽度障害児に対するきめ細かな指導の充実が図られていますが、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの課題への対応が必要となっています。
- 放課後、土曜日、長期休業等、学校外の時間における障がい児の活動の場について、福祉、教育の連携による対応が求められています。

「施策の方向」

- 障がい児に対する教育の質的充実を図り、学習障害や注意欠陥多動性障害など、障がいに基づく学習上又は生活上の困難の改善、克服を推進します。
- 学校教育全体で交流教育を充実させるため、小・中学校と総合支援学校及び地域での一体となった交流学習を推進します。

- 就学指導に当たっては、関係機関が早期の相談・支援を行うよう、連携の強化を図ります。また、就学後も各学校と引き続き連携をとり、適切な指導を行います。
- 放課後や学校休業時における障がい児の児童クラブへの受入れを促進します。

③学習環境の整備

「現状と課題」

- 一般の小・中学校で教育を受けることが可能な児童生徒については、施設の改善などにより受入れを行ってきましたが、今後も必要に応じ適切な改善を図る必要があります。

「施策の方向」

- 合理的配慮の提供と基盤となる受入れのための施設や設備の改善に努めます。

④生涯学習の推進

「現状と課題」

- 公民館などの施設・設備のハード面の整備や手話通訳の派遣などソフト面の充実が進みつつあるものの、今後、障がいのある人が参加できる教育、文化、スポーツなどの活躍できる場の確保が必要です。
- 今後は、障がいのある人も生涯学習の成果を生かしたボランティア活動に参加することが望まれます。

「施策の方向」

- 障がいのある人が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう教育、スポーツ、福祉、労働等の施策を連動させ、夢や希望を持って活躍できるような社会を実現します。
- 障がいのある人もボランティア活動への積極的な参加を進めるため、啓発活動や障害者団体などへの働きかけを行います。

(2) 社会就労の充実と障がい者雇用の促進

①社会就労の充実

「現状と課題」

- 障がいのある人が地域で生活をする上で、活動の場、働く場があるということは、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。

- 就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業所や、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する地域活動支援センターについては、地域での生活を経済的に支え、あるいは日中活動の場を提供するという重要な役割を果たしていることから、引き続きこれらの計画的な整備、充実を図ることが必要です。
- 障がいがある人の就労に向けては、その人の特性に応じた職業能力の向上が求められます。そのためには、関係機関などとの連携を図りながら、さらなる職業能力の開発支援が必要です。
- 国や地方公共団体などの機関は、平成25年4月1日に「障害者優先調達推進法」が施行されたことにより、国の基本方針に基づき「調達方針」を作成し、障害者就労施設などが提供する物品や役務を優先的・積極的に調達することとなりました。就労を希望する障がいがある人や特別支援学校などの卒業生の進路希望を踏まえた上で、これらの人を雇用する事業所や施設の拡充が必要となっています。
- 今後も、障がいがある人の能力が発揮できるよう、さらなる就業機会の拡充や就労支援が必要です。

「施策の方向」

- 障がいがある人の特性に応じた自立訓練事業や就労移行、就労継続支援事業により、就労機会の拡大、経済面での自立を推進します。
- 地域活動支援センター事業への支援を実施します。
- 障害者就業・生活支援センターの就業支援員による支援の活用を図ります。
- 「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針に沿って、優先調達を推進し、就業機会の確保に資するよう努めます。
- 障がいのある人が通所による授産指導、生活訓練等をするための施設「田布施町心身障害者福祉作業所さくら園」は、指定管理者制度により「田布施町心身障害児(者)父母の会」が管理者として管理・運営を行っております。今後も利用促進のための啓発や授産活動における作業品目の拡大に努めます。
- 高齢者等地域住民と障がいのある人が協働する社会就労に向け、新たな取組みを進めます。

②障がい者雇用の促進

「現状と課題」

- 障がいのある人の雇用の促進については、近年、ノーマライゼーションの理念の浸透と障がいのある人の自立意識の高揚とがあいまって、着実な改善が見られ、法定雇用率の2.3%に対し、令和元年6月現在、柳井公共職業安定所管内の民間企業における障がいのある人の雇用状況は、雇用率2.33%となっております。
また、障がいの重度化・重複化が進んでおり、障がいのある人を取り巻く環境は、依然として厳しいものとなっております。
- 改正障害者雇用促進法が平成25年6月に公布され、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられました。
- 今後、公共職業安定所など関係機関との連携をさらに密にし、障がいがある人の雇用促進や就労支援の充実に努める必要があります。

「施策の方向」

- 障がいのある人の雇用のニーズに対応し、労働局、公共職業安定所等との連携の下、法定雇用率の達成に向けた制度の周知徹底、各種助成制度やジョブコーチ制度、知的障がい者職親委託制度を初めとする各種支援制度の普及啓発等により、障がい者雇用に対する理解を促進します。
- 事業主に対する要請や障がいのある人を雇用する企業を優遇する制度の導入により、障がい者雇用を促進します。
- シルバー人材センターを活用した障がい者授産の活性化等、福祉部門と労働部門の連携の下、新たな施策の推進に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進

「現状と課題」

- 障がいのある人が健常者と同じように日常的にスポーツやレクリエーションに親しむ仕組みづくりが求められています。
- 2021年に開催される東京パラリンピックを大きな契機として、障がい者スポーツ活動の普及が促進され、スポーツを通じて障がいのある人の自立や社会参加を促すとともに、様々な障がいへの理解を深めることにつながると期待されています。
- 優れた文化にふれあう機会や障がいのある人も含め、誰もが気軽に参加できる身近な文化活動などの一層の充実に努められています。

「施策の方向」

- 障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくりを促進するため、田布施町心身障害者協議会や一般社団法人山口県障害者スポーツ協会と連携し、指導者やボランティアの養成、障がい者スポーツ団体の育成を図ります。
- 障がい者スポーツ活動を推進し本町で活動する競技団体の役員、スポーツ推進委員等の指導者の協力のもと、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を提供します。
- 田布施町心身障害者協議会や関係団体と連携し、山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)や全国障害者スポーツ大会などの積極的な参加を働きかけます。
- 地域において、障がいのある人がレクリエーションや優れた文化・芸術により多く親しむことができる機会の充実に努めます。
- 障がいのある人や関係団体による文化活動への支援と活動成果の周知に努めます。
- 障害者芸術文化祭などの、創作活動等の発表の場と芸術文化の鑑賞機会を提供します。

(4) 外出支援対策の推進

「現状と課題」

- ガイドヘルパーの派遣や移動手段サービスの拡充に努めるとともに、自動車の改造等の助成や自動車免許取得のための費用助成を行っています。
- 身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の人が利用する民間施設や公共施設、交通機関に補助犬(介助犬・盲導犬・聴導犬)の同伴を拒んではならないとしています。

「施策の方向」

- 心身障害者福祉タクシーの利用助成、自立支援給付や地域生活支援事業におけるサービス(同行援護・行動援護・移動支援事業・自動車改造費及び自動車運転免許取得費の助成等)の給付等、障がいがある人の移動支援について制度を周知するとともに、その充実に努めます。
- 補助犬(介助犬・盲導犬・聴導犬)についての理解の促進など制度の周知を図るとともに、公共施設はもとより民間事業所などで同伴が拒否されないよう積極的な普及啓発に取り組みます。

(5) 各種生活訓練の実施及び福祉機器の充実

「現状と課題」

- 障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、その障がいに対応した生活訓練、社会適応訓練等が必要です。
- 障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で福祉機器も重要な役割を果たしており、社会環境の変化、技術の進歩等により新たな福祉機器への要望が生じています。

「施策の方向」

- 各種障がいに対応した生活訓練、社会適応訓練等を関係団体と連携し実施します。
- 義肢類、車いすなどの補装具や入浴補助用具、緊急通報装置などの日常生活用具の給付等の充実を図ります。

(6) 生活の質の向上

「現状と課題」

- 障がいのある人の生活の安定と向上を図るため必要な各種資金を低利で貸し付ける「生活福祉資金」、保護者の相互扶助制度である「心身障害者扶養共済制度」、さらに、重度障がい者に対する医療費の助成や税の減免、JRやバス運賃の割引制度などは生活の安定に大きく役立っています。
- 生活安定のための各種制度の周知を図るため、より積極的な広報活動を展開していくことが重要です。

「施策の方向」

- 年金手当等の制度については、各種広報媒体を通じ、制度を周知します。
- 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等により、障がいのある人や家族の経済的負担を軽減します。
- 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、自動車税の減免や生活資金などの低利貸付をします。
- 各種福祉制度について周知します。

4. 総合的なリハビリテーションの推進

(1) 職業リハビリテーションの推進

「現状と課題」

- 近年、障がいの重度化・重複化が進んでおり、職場への適応がより困難な障がいのある人が増加しています。
しかし、多くの障がいのある人が就業を望んでおり、これらの人々が個々の能力や障がいの程度に応じて職業的な自立が図られるようにしなければなりません。

「施策の方向」

- 障がいのある人が職業を通じて社会参加できるよう職業指導、訓練、紹介をし生活における自立を図ります。
- 障がいのある人が職業に就き、それを継続し向上することができるようにハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの機関と連携していきます。

(2) 総合療育システムの充実

「現状と課題」

- 地域医療機関と綿密な連携により、妊産婦の健康診断、訪問指導、乳幼児の育児相談・健康診断の推進に努めており、障がいの早期発見、早期治療につながっています。
- 乳幼児期の母子保健施策により、障がいの早期発見・早期治療に一定の成果をあげており、今後とも一層推進する必要があります。

「施策の方向」

- 障害保健福祉圏域を単位として、健康福祉センターや児童相談所との緊密な連携の下に、総合療育システムの一層の充実を図ります。
- 初期相談から指導・療育まで、システムの各ステージにおいて、保健・医療・教育機関との連携による支援の充実を図るとともに、療育に関する医療情報を総合的に提供できる取組みを進めます。

5. ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

「現状と課題」

- 障がいのある人や高齢者などのすべての人が容易に安心して行動できる「福祉のまちづくり」を県条例に基づき推進していますが、はじめから誰もが使いやすい施設や設備などを作ろうという「ユニバーサルデザイン」の考え方があり、これに基づいた福祉のまちづくりを進める必要があります。
- 生活環境等の変化に伴うさまざまな新しい需要が生じており、個々の施設だけでなく、まち全体として福祉のまちづくりが行われるよう、総合的施策を一層推進する必要があります。
- これまで「ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)」の制定や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づく啓発活動等により、多くの人々が利用する特定建築物の一部では基礎的なバリアフリー化の一層の推進が必要です。

「施策の方向」

- ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る共に、障がいのある人等の生活環境等の変化に伴うさまざまな新しい需要に応えられるよう、また、障がいのある人の意見やユニバーサルデザインの概念を反映したまちづくりが行われるよう、全町的な取り組みを行います。
- 障がいのある人等に配慮した施設・設備、まちづくりについて、普及啓発を図り、多くの人々が利用する施設の新築等を行う事業者に届け出を求め、必要な指導及び助言を行います。
- 街路、公園等都市施設の整備に当たっては、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や障がいのある人等が利用しやすい公園のトイレの設置等を積極的に推進します。

(2) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進

「現状と課題」

- 福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく指導及び助言により、個々の施設や生活圏全体のバリアフリー化を図り一定の成果をあげていますが、社会環境の変化と情報通信技術の発展等により、新たなニーズが生じ、障がいのある人を始め、すべての町民が利用しやすい生活環境の整備を一層促進する必要があります。
- 一般住宅におけるバリアフリー化についても、各種助成制度、融資制度等により今後とも着実に推進していく必要があります。

- 公営住宅の建設や改築において、障がいのある人に配慮し、障害者世帯の優先的入居も実施していますが、各種制度の周知や相談体制の整備が必要です。

「施策の方向」

- 「福祉のまちづくり条例」の趣旨の周知徹底を図り、障がいのある人等の円滑な利用に配慮された住宅や建築物のバリアフリー化を促進します。
また、多くの人々が利用する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備の推進を図ります。
- 公営住宅など公共賃貸住宅の新設・建替えに当たっては、全戸を対象に、住宅内の段差解消、滑りにくい床仕上げ、浴室・トイレへの手すり設置など、障がいのある人の身体に配慮した設計・設備に努めます。
- 障がいのある人の住宅内での移動を容易にするため、「手すり」「スロープ」などの住宅改修費に対し助成します。

(3) 情報のユニバーサルデザイン化の促進

「現状と課題」

- 障がいのある人、特に視覚障害者、聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保については、点字図書や録音図書の整備、展示や録音による広報、テレビ番組などに字幕を挿入したビデオカセットの製作・貸し出し、点訳・音訳ボランティアの活用、手話通訳者の設置・派遣等の施策を実施しており、今後とも一層充実していく必要があります。
- 福祉施策や生活関連のサービスを十分に利用できるよう、情報提供の手法を研究していく必要があります。
- 情報通信技術の発展に伴い、パソコン等を利用したコミュニケーションの促進について、一層の支援を行っていくことが必要です。

「施策の方向」

- 点字図書館、聴覚障害者情報センターの有効利用を図り、点訳・音訳ボランティアの要請、手話通訳の派遣、情報機器の貸し出しなどの事業を拡大し、情報提供の充実に努めます。
- 情報提供について、駅、スーパーマーケット、観光施設など公共的施設での利用が可能となるよう、民間事業主や関係団体などの理解と協力を求めていきます。
- 障がいのある人のパソコン利用について講習を行う「障がい者パソコンボランティア」の養成を行い、民間団体等で開催するパソコン講習会の充実を図ります。

6. 障がいの重度化・重複化、高齢化への対応

「現状と課題」

- 障がいの重度化・重複化、高齢化へ対応するため、対応できるホームヘルパーの育成や障がいのある人の多様な生活にあわせた支援の拡充が必要です。
- 重症心身障害児(者)が自宅や住み慣れた地域での生活を望む場合、できる限りそれを支援することが重要であり、日中に安心して通える活動の場の確保が必要です。
- 障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険で提供される介護サービスと障害者施策で提供される福祉サービスについては、基本的な調整が図られていますが、さらにそれぞれの制度の連携・調整を図り、より効果的なサービスを提供することが必要です。
- 障がいの重度化・重複化、高齢化の進行に伴い、保健指導、看護、介護、リハビリテーションに対するニーズも量的に増大し、質的にも高度化・多様化してきています。

「施策の方向」

- 在宅の重症心身障害児(者)に対し、身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等を行う通園事業を推進します。
- 重度心身障害者(児)を対象に医療費の自己負担分を助成します。
- 施設利用者に対応した適正なサービスの向上を促進します。
- 病弱者等介護保険加算制度の周知を図るなど、老人福祉施設への障がいのある人の受け入れが進むよう支援します。
- 介護が必要な高齢の障がい者を支援するため、介護保険制度における訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービスとの連携を図ります。
- 高齢化に向け、生活習慣病などの疾病予防施策や高齢者が要介護状態にならないようにする介護予防教室の開催など、健康づくりと介護予防を一体として取り組みます。
- 援護の必要な高齢者や一人暮らし高齢者等に対し、配食サービスや外出支援サービス等を提供し、住み慣れた地域社会で引き続き生活できるように支援していきます。
- 家族介護者に対し、心身の負担軽減を図るとともに、在宅生活が安心して続けられるよう各種のサービスを提供します。

第5章 障がい児支援の提供体制の充実

障がい児福祉計画(第2期)

1. 計画の概要

平成24年4月に児童福祉法の改正により、障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図り、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うこととなっています。

しかし、障がいのある子どもを支援する地域の体制は、依然として十分でないことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成30年4月施行)により、市町村に障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

本町では、国の基本指針等に従い、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図り、障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携し、親亡き後を見据えた居住支援のための機能整備等、支援体制の構築を図るとともに地域社会への参加や安心して暮らせる地域づくりを推進します。

計画では、障がい児支援の提供体制の計画的な確保を目指し、成果目標及び障害児通所支援、相談支援等の見込量を設定しています。

2. 計画の成果目標

障がい児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本方針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保すること、及び、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されることが求められています。

3. 事業の概要

(1) 障害児通所支援

「現状と課題」

- 障がい児や発達の気になる子どもに対する支援は、身近な地域で受けることができるようにする必要がありますが、現状では、障がい特性に応じた専門的な支援を行う児童発達支援の事業所が不足しています。

- 障がい児支援を必要とする子どもの数は増えています。

- 発達障害は、障がいの特性の現れ方が多様であり、外見では分かりにくいことから、親や周囲の理解で様々な課題が生じています。早期発見、早期対応などを円滑に行うためには、専門医の診断や指導が有効です。
- 障がい児支援の体制整備は子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や関係機関との連携を図る必要があります。

「施策の方向」

- 障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 発達に障がいのある子どもの早期発見・支援を進めるため、相談支援の強化を図るとともに、保育所等において巡回相談を行うほか、母子保健施策等との連携を図ります。
- 母子保健施策・教育・福祉等の関係機関が連携を図りながら、発達障害の特性を持つ子どもの支援について協議を行います。
- 障がい児のニーズの多様化に対応できるようサービスの提供体制を整えます。

(2) 障害児相談支援

「現状と課題」

- 障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用するために障害児支援利用計画案を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行っています。
- 障害児相談支援のニーズが高く利用者も年々増加しているため、今後も増加傾向で見込む必要があります。

「施策の方向」

- 障がい児や家族の状況、希望を勘案し、切れ目のない一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービスの充実に向けた働きかけを行います。
- 関係機関において情報の共有化を図り、相談支援技術の機能強化などの支援を行えるように努めます。

第6章 推進体制

1. 毎年度の達成状況の点検・評価及び計画の見直し

この計画の推進に当たっては、計画の実効性を確保するため、毎年度の実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら点検・評価を行い、必要に応じて「田布施町地域自立支援協議会」により、計画の見直しの措置を講ずる等の計画の適正な管理を行います。

また、主要なサービスに係る数値目標については、令和5年度末までの目標とし、令和5年度に数値目標の見直しを行います。

2. 適切な役割分担と協働

この計画の推進に当たっては、行政、町民、民間団体、企業等が、以下のようなそれぞれの役割と責任を認識し、お互いに協働していくことが必要です。

(1) 行政の役割

- 町は、事業計画・事業目標を設定し、積極的な施策の展開が必要です。
- 地域における障がい福祉を進める実施主体として、地域の実情にあつたきめ細かな施策を計画的、積極的に推進することが必要です。
- 障がいのある人の実態やニーズの把握に努めるとともに、障がいのある人やその家族などが気軽に相談できる相談窓口を設置することが必要です。

(2) 町民の役割

《障がいのある人自身》

- 社会の構成員の一人として、積極的に社会経済活動に参画し、地域の人々との交流を進め、自らの力で生活することを目指すことが必要です。
- バリアフリー、ノーマライゼーションの実現に向けて、当事者の視点から積極的に意見・提言を行うことが期待されています。
- ボランティア活動等、地域活動へ積極的に参加することが必要です。

《地域・家庭》

- 地域や家庭などさまざまな場で障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人の地域生活を支えるネットワークづくりを進めることが必要です。
- 障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、日常の行動や活動に気兼ねなく参加できる地域づくりを進めることが必要です。

(3) 民間団体、企業などの役割

《民間団体》

- 障がい者団体は、障がいのある人の生活に擁護と理解の促進を図るため、当事者や家族等のニーズに基づいた具体的な支援活動や各種啓発活動など、自主的な活動を展開することが必要です。
また、障がいのある人や家族の仲間作りを進めることにより、支援の輪を広げるとともに、障がいのある人の社会参加を支援していくことが必要です。
- 専門職で構成される団体等については、人材の資質向上に取り組むほか、その専門性を生かして障がい福祉の一層の向上に取り組むことが必要です。

《企業》

- 障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境の創出に努めることが必要です。
- 企業の組織、人材等を活用し、地域における企業ボランティア活動など積極的に社会貢献活動を展開することが必要です。
- 事業者は、保健福祉サービスに関する情報の提供、質の評価と向上に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいのある人の立場にたった構成で適切なサービスの提供に努めることが必要です。
また、地域の関係機関等と連携を密にし、障がいのある人や家族等の相談援助、施設機能等の地域への提供により地域福祉の推進に寄与するとともに、地域のニーズに応じて、多様な事業の展開を図っていくことが必要です。

第7章 主要事業と数値目標

○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、以下の2つの成果目標を設定します。

(1) 地域生活移行者の増加

令和元年度末時点の施設入所者数の5%以上が令和5年度末までに地域生活に移行します。

R元年度末施設入所者数 (継続入所者数を除く)	地域生活移行者数 (R元年度～R5年度の間に施設入所から共同生活援助等へ移行する者の累計)
19人	1人 (19人×5%)

(2) 施設入所者の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から5%以上削減します。

R元年度末施設入所者数 (継続入所者数を除く)	施設入所者削減数 (R元年度末施設入所者数－R5年度末施設入所者数)
19人	1人 (19人×5%)

※継続入所者数…「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものの数。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、以下の2つの成果目標を設定します。

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制)について、令和5年度末までに柳井圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指す観点から、以下の5つの成果目標を設定します。

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

- | |
|---|
| ① 令和5年度中の就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の2倍以上とします。 |
| ② 令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の2倍以上とします。 |
| ③ 令和5年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の2倍以上とします。 |
| ④ 令和5年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の2倍以上とします。 |

R元年度一般就労移行者数		➡	R5年度一般就労移行者数	
①就労移行支援事業等	0人		3人	(0人×2倍)
②就労移行支援事業	0人		1人	(0人×2倍)
③就労継続支援A型事業	0人		1人	(0人×2倍)
④就労継続支援B型事業	0人		1人	(0人×2倍)

(2) 職場定着率の増加

- | |
|---|
| ⑤ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とします。 |
|---|

※就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を行う事業

4 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を促進する観点から、以下の7つの成果目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- | |
|--|
| ① 令和5年度末までに柳井圏域に児童発達支援センターを1カ所以上設置することとし、設置に向けた取組を支援します。 |
|--|

② 令和5年度末までに柳井圏域に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとし、体制構築に向けた取組を支援します。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

① 令和5年度末までに柳井圏域に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。

② 令和5年度末までに柳井圏域に主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することとし、確保に向けた取組を支援します。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

① 令和5年度末までに、柳井圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置します。

② 医療的ケア児支援のため、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されるよう支援します。

5 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定します。

令和5年度末までに、柳井圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制が確保されるよう支援します。

柳井圏域1市4町は、3つの事業所に障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業を委託し、圏域内の相談支援体制の整備や相談支援事業所に対する専門的指導・助言を実施している。また、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に市町と相談支援事業所の連携を図り、地域課題の早期把握や適確な対応に努めており、引き続き既存の仕組みを十分に活用しながら、圏域における相談支援体制の充実・強化に取り組む。

さらには、近年、障害児者の家族を含む包括的な支援を必要とする事案が増加していることから、高齢者支援や児童福祉、保育・教育機関等との連携強化を図る。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、またサービス事業所が増加している中、より一層事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することができるよう、以下の成果目標を設定します。

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

柳井圏域1市4町は限られた社会資源を共有していることから、柳井圏域地域自立支援協議会を設置し、支援体制の整備や情報共有、地域課題の解決等に取り組んでいる。引き続き本協議会を中心に圏域の支援関係者間の連携を密にし、現場主義に基づく質の高い障害福祉サービス等の提供に努める。

また、山口県が実施する研修を活用した市町担当者と事業所職員のスキルアップや障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有等により、障害福祉サービス等の適正な運営を確保する。

○指定障害福祉サービス等の見込量

※以下全て月平均

1 訪問系サービス

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	180	218	235	246
	人	20	20	21	22
重度訪問介護	時間	155	70	70	70
	人	2	2	2	2
同行援護	時間	0	2	2	2
	人	0	1	1	1
行動援護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
計	時間	335	290	307	318
	人	22	23	24	25

2 日中活動系サービス

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護 ※	人日	692	739	739	739
	人	35	37	37	37
自立訓練(機能訓練)	人日	6	3	3	3
	人	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	89	41	41	41
	人	6	3	3	3
就労移行支援	人日	19	41	41	41
	人	2	3	3	3
就労継続支援A型	人日	87	99	118	138
	人	5	5	6	7
就労継続支援B型 ※	人日	713	743	759	777
	人	41	41	42	43
就労定着支援	人日	—	—	—	—
	人	0	0	0	0
療養介護	人日	—	—	—	—
	人	2	2	2	2
短期入所(福祉型)	人日	93	83	93	103
	人	8	8	9	10
短期入所(医療型)	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

※継続入所者数を除いて算定

3 居住系サービス

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0	0
共同生活援助	人	10	14	15	16
施設入所支援 ※	人	24	27	28	29

※継続入所者数を除いて算定

4 相談支援

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	27	28	29	30
地域移行支援	人	0	0	0	0
地域定着支援	人	1	1	1	1

5 障害児支援

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援(福祉型)	人日	59	60	61	62
	人	9	9	9	9
児童発達支援(医療型)	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	218	220	230	240
	人	31	32	33	34
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	11	11	12	13
医療的ケア児コーディネーター	人	0	1	1	1

○その他の活動指標

<福祉施設から一般就労への移行等>

(就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数)

	R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援事業	0	0	1
就労継続支援A型事業	0	0	1
就労継続支援B型事業	0	0	1

<地域生活支援拠点等>

(設置箇所数)

	R3年度		R4年度		R5年度	
	単独設置	圏域設置	単独設置	圏域設置	単独設置	圏域設置
設置箇所数	0	1	0	1	0	1

(機能の充実にに向けた検証及び検討の年間の実施回数)

	R3年度	R4年度	R5年度
実施回数	1	1	1

<発達障害者等に対する支援>

事項	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0	0	1
ペアレントメンターの人数	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	1

<子ども・子育て支援等の障害児受入人数>

種類	R3年度	R4年度	R5年度
保育所	7	7	7
認定こども園	0	0	0
放課後児童健全育成事業	0	0	0

<精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築>

(保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置)

種類	R3年度	R4年度	R5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0	0	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	1

(精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数)

種類	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0
共同生活援助	3	4	4
自立生活援助	0	0	0

<相談支援体制の充実・強化等>

(総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保)

	確保形態
R5年度末の確保状況	圏域

<相談支援体制の充実・強化のための取組>

種類	R3年度	R4年度	R5年度	
総合的・専門的な相談支援 (有・無)	有	有	有	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1	1
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

<障害福祉サービス等の質の向上>

種類	R3年度	R4年度	R5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(人)	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有・無	無	無
	回数	0	0
			有
			1

○サービスの充足見込み

サービス種別		身体	知的	精神	備考
訪問系	居宅介護	△	△	△	
	重度訪問介護	▲	▲	▲	ヘルパー不足
	同行援護	△	△	△	
	行動援護	▲	▲	▲	圏域にサービス提供事業所がない
	重度障害者包括支援	▲	▲	▲	圏域にサービス提供事業所がない
日中系	生活介護	○	○	○	
	自立訓練(機能訓練)	▲	▲	▲	圏域にサービス提供事業所がない
	自立訓練(生活訓練)	○	○	○	
	就労移行支援	○	○	○	
	就労継続支援(A型)	○	○	○	
	就労継続支援(B型)	◎	◎	◎	
	就労定着支援	△	△	△	
	短期入所	○	○	○	
療養介護	◎	◎	◎		
居住系	自立生活援助	▲	▲	▲	圏域にサービス提供事業所がない
	共同生活援助	○	○	○	
	施設入所支援				
相談支援	計画相談支援	○	○	○	
	地域移行支援	◎	◎	◎	
	地域定着支援	◎	◎	◎	
障害児支援	児童発達支援(福祉型)	△	△	△	
	児童発達支援(医療型)	▲	▲	▲	圏域にサービス提供事業所がない
	放課後等デイサービス	△	△	△	
	保育所等訪問支援	◎	◎	◎	
	居宅訪問型児童発達支援	▲	▲	▲	圏域にサービス提供事業所がない
	障害児入所支援(福祉型)				
	障害児入所支援(医療型)				
障害児相談支援	○	○	○		

【選択肢】

- ・R2年度当初の事業所数又は定員数を維持すれば、R5年度のサービス見込量を圏域内で概ね提供できる。 → ◎
- ・これまでの傾向どおりに事業所数又は定員数が増加すれば、R5年度のサービス見込量を圏域内で概ね提供できる。 → ○
- ・何らかの対応を取らなければ、R5年度のサービス見込量を圏域内で提供できない。 → △
- ・その他 → ▲ (評価を備考欄に記入)

○障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		実施に関する考え方			
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数				
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	有		有		有		地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める。柳井圏域1市4町共同開催。			
(2)自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	有		有		有					
(3)相談支援事業	/		/		/		障害者等からの相談に応じ必要な支援を行う。			
①障害者相談支援事業								3	3	3
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載								無	無	無
②基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載								有	有	有
③住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		障害者の権利擁護を図る。			
(4)成年後見制度利用支援事業	/		/		/					
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		後見業務を適正に行うことができる法人を育成する。			
(6)意思疎通支援事業	/		/		/		障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い意思疎通の円滑化を図る。			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載								1	1	1
②手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載								0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載	/		/		/		日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。			
①介護・訓練支援用具								1	1	1
②自立生活支援用具								2	2	2
③在宅療養等支援用具								3	3	3
④情報・意思疎通支援用具								1	1	1
⑤排泄管理支援用具								350	350	350
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)								1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)を記載	/		/		/		日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成する。			
(9)移動支援事業	/		/		/		屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う。			
(10)地域活動支援センター	1	47	1	47	1	47	地域活動支援センターの機能を強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図る。※柳井圏域1市4町で共同設置。			
(11)日中一時支援事業	5	23	5	23	5	23	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家庭の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る。			
(12)巡回支援専門員整備事業	1	10	1	10	1	10	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、生涯の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。			
(13)知的障害者職親委託事業	1	1	1	1	1	1	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、職親に必要な素地を与えたとともに雇用の促進と職場における定借を高め、知的障害者の福祉の向上を図る。			

平成20年4月1日

訓令第9—11号

改正 平成29年4月1日訓令第21号

(設置)

第1条 本町における相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりの協議と、障害福祉計画の策定及び進行管理について広く町民の意見を反映するため、私的諮問機関として田布施町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営及び整備に関すること。
- (2) 処遇困難な障害者への対応に関すること。
- (3) 協議会は、柳井障害保健福祉圏域内の市町が設置する協議会との連携を図ること。
- (4) 障害者差別解消法における地域協議会として障害者差別に関する相談事案の情報共有、協議を通じた事案解決のための取組みに関すること。
- (5) 障害福祉計画に関する事項
- (6) その他、障害者の自立に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長が、必要と認めた場合は、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(個人情報の保護)

第7条 委員及び協議会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を田布施町個人情報保護条例（平成12年田布施町条例第32号）の定めるところにより、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(報償費)

第8条 町長は、第6条に規定する会議の出席者に対し、報償費を支給することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第21号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日訓令第39号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

(田布施町障害者プラン策定委員会設置要綱の廃止)

2 田布施町障害者プラン策定委員会設置要綱（平成14年田布施町訓令第26号）は、廃止する。

田布施町地域自立支援協議会委員一覧

区分	所属	役職	氏名
指定相談支援事業者	障害者福祉施設 城南学園	園長	田村 博孝
〃	社会福祉施設 たぶせ苑・誘楽園	施設長	南 美津子
〃	地域生活支援センター たんぽぽ	相談支援専門員	久保 ゆかり
〃	やない地域生活 支援センター	施設長	熊本 有希
〃	田布施地域包括 支援センター	ケアマネージャー	神代 真希
地域における保健 ・医療・福祉関係者	町医師クラブ	会長	藤田 潔
〃	町心身障害者協議会	会長	今津 邦彦
〃	町心身障害児(者) 父母の会	会長	丸尾 洋
〃	町民生・児童委員協議会	会長	中村 享郎
関係行政機関の職員	町社会福祉協議会	事務局長	田縁 和明

事務局

田布施町	町民福祉課	課長	坂本 哲夫
------	-------	----	-------

【用語解説】

バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上であらゆる障壁となるものを除去することで、障がい者の社会参加を容易にし社会的、制度的、心理的なすべての障壁が除去されること。
ノーマライゼーション	すべての人々がともに生活し、助け合う社会を実現するために、すべての人々が平等に社会の一員として生活し活動する地域社会を目指す理念。
地域福祉 権利擁護事業	社会福祉協議会が行う、障がい者や高齢者で判断能力が十分でない人に対して、その人の立場に立った適切な保健福祉サービスの選択などをサポートする事業。
リハビリテーション	障がい者の人間性回復という立場から、身体的、精神的、社会的な適応能力を回復し、その能力を最大限に発揮できるよう、自立と社会参加を促進する訓練。
ユニバーサルデザイン	まちづくりにおいて、はじめから誰もが使いやすい施設や設備などを作ろうとする考え方。
ケアマネジメント	要介護者がサービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境を勘案し、サービスの種類・内容を調整すること。
ALS	筋萎縮性側索硬化症
ボランティア	共に暮らせる地域社会をよりよくするために自ら進んで活動する人達。
成年後見制度	障がい者や高齢者で判断能力が十分でない人に対して、適切な保健福祉サービスの選択や財産管理などを行う後見人を定める制度。

【介護給付】

訪問系 サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系 サービス	生活介護	施設において常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系 サービス	施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

日中活動系 サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型 (雇用型)	A型:雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上や一般企業等への就労移行に向けた必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型 (非雇用型)	B型:一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供し知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で就労に伴う生活面等での課題がある場合に相談や連絡調整等解決に向けた支援を行います。
居住系 サービス	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人を対象に定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

【相談支援】

計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成するとともに、利用状況の検証(モニタリング)を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与します。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設及び矯正施設に入所している障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与します。

【障がい児支援】

児童発達支援 (福祉型)	児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
児童発達支援 (医療型)	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等における居場所の確保、必要な訓練及び指導などの療育を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し専門的な支援(集団生活への適応)を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児が障害児通所支援を利用するために外出することが困難な場合に居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児 相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成するとともに、利用状況の検証(モニタリング)を行い、事業者等との連絡調整等の便宜の供与を行います。

【地域生活支援事業】

理解促進研修 ・啓発事業	地域住民を対象にして障がいのある人への理解を深めるための研修啓発を行います。(圏域内共同開催)
相談支援事業	障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ必要な情報提供や助言、障がい福祉サービス利用の支援を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障がいのある人の権利擁護のため、その利用を支援し、利用の促進を図ります。
意思疎通 支援事業	障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具 給付等事業	重度の障がいのある人に日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人について外出のための支援を行います。
地域活動支援 センター	地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。